

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、令和7年6月13日大阪港湾労働組合丸新港運職員支部支部長川崎勇から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和7年6月23日

大阪府知事 吉村 洋文

1 事件

60歳以降の労働条件に関する件

2 日時

令和7年6月25日から本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

丸新港運株式会社が経営する次に掲げる事業所において、大阪港湾労働組合丸新港運職員支部の組合員が従事する全職場

名 称

所 在 地

一突営業所

大阪市港区海岸通三丁目8番27号

南港K-1 営業所

同 住之江区南港南七丁目1番6号

夢洲コンテナターミナル(DICT) 営業所

同 此花区舞洲東一丁目2番1号(株)日新内

南港L-2 営業所

同 住之江区南港中八丁目3番13号

南港作業所

同 同 同 六丁目4番58号(株)日新7階

泉北営業所

泉大津市汐見町107番地

助松流通センター

同 小津島町6番6号(株)日新内

堺浜営業所

堺市堺区築港八幡町138番地3(株)日新堺LC内

4 概要

組合員による期間を定めての時間外就労拒否を実施する。